

〔鉛の基準超過と対応〕

平成18年8月の県の環境測定において、雨水排水中の鉛の濃度が、基準と比較して高い測定結果となりました。

このため、その原因を調査したところ、サーマルリサイクル施設から、雨水に流されて、微量の鉛が雨水側溝に流れ出ていたためと判明しました。このため、ただちに施設に改善指導を行い、対策措置を講じさせ、外部への影響も見られませんでした。

〔公表ルールと環境調査評価委員会〕

鉛の基準超過については、外部への影響もみられず、また速やかに対策を講じることができました。しかし、一方で、環境調査結果の公表の方法などに問題があることがわかりました。

それまで、環境調査結果の公表については、県のホームページへの掲載や地元の監視員総会での説明を行っていました。

しかし、測定結果が比較する基準を超えた場合の周知方法などについて、明確なルールがなかったため、結果の公表に時間がかかるなど、公表過程に問題が生じました。

このため、わかりやすく、スピーディーな公表を行うことを目的に、測定結果についての公表ルールを平成19年2月に定めました。

また、あわせて外部の有識者による「彩の国資源循環工場環境調査結果評価委員会」を設置し、環境調査の客観性を確保することとしました。

【彩の国資源循環工場における環境調査結果の公表ルール】

- 1 次の場合には、ただちに（24時間以内）、寄居町及び小川町に報告すると同時に記者発表します。
 - (1) 測定結果が環境基準を超えたとき
 - (2) 原因を特定したとき
 - (3) 原因者に改善対策や操業停止などの措置を講じさせたとき

※ 関係住民には、地元協議会を通じ、広報・周知します。
なお、周辺への影響の程度に応じ地元説明会を開催します。
- 2 すべての測定結果については、すみやかに埼玉県環境整備センター、寄居町役場及び小川町役場に掲示し、同時に埼玉県のホームページに、わかりやすく掲載します。

※ ホームページの更新情報を電子メールで提供します。
- 3 新たに外部有識者による評価委員会を設置し、環境調査の結果、超過原因の特定及び改善対策などについて評価を求めます。